

保護者の皆様へ

令和5年度 就学援助制度について

鳩山町教育委員会



町では、町立小中学校へ通うお子さまのいるご家庭が、経済的な理由で就学が困難な場合に、給食費については全額、学用品等の購入費については費用の一部を援助しています。

就学援助の申請は毎年必要です。すでに援助を受けている方で、継続して援助を希望される場合も、必ず申請してください。

■対象となる世帯

同じ住所に住んでいるご家族全員の収入(自営業の方は所得)の合計額が生活保護基準(※1)の1.3倍以下である世帯。【教育委員会で審査があります。】

※1 生活保護基準額は、ご家族の人数や年齢等により変動します。

■援助費の例

	小学校		中学校	
学用品・通学用品費	年額		年額	
	1年生	11,630円	1年生	22,730円
	2～6年生	13,900円	2～3年生	25,000円
新入学児童生徒学用品費 (4月までに申請された方のみ)	1年生	54,060円	1年生	63,000円
校外活動費 (宿泊なし)	上限額	1,600円	上限額	2,310円
	(宿泊あり)	上限額	3,690円	上限額
修学旅行費	上限額	22,690円	上限額	60,910円
学校給食費	月額	2,200円	月額	3,000円
	(1年生4月分)	1,100円)	(3年生3月分)	1,500円)

※ 援助費の金額に変更が生じる場合があります。

■申請方法

- ・教育委員会事務局窓口(役場3階)で申請書に必要事項をご記入の上、お申込みください。(随時受付)
- ・認定審査の際に、確認資料として所得・課税証明書等が必要となりますので、税の申告を済ませた上で、お申込みください。
- ・申請される時期により、支給金額が異なりますので、ご注意ください。



お問い合わせ
鳩山町教育委員会事務局 総務・学校教育担当
電話 296-1227(直通)